

静岡県告示第517号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館の観覧料徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年7月26日

静岡県知事 鈴木康友

1 徴収受託者

(1) 前売券受託者

地区	受託者名称	所在地
県外	株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号

2 委託期間

令和6年7月13日から令和7年3月31日まで